

公害防止責任者 大気

(1) 大気汚染防止法施行令別表第1より

製造業であること
排出ガス量5000Nm³/h以上であること

施設

規模

	施設	規模
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く)	伝熱面積が10m ² 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼結炉を含む)及びか焼炉(14項に掲げるものを除く)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。
4	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉及び平炉(14の項に掲げるものを除く)	
5	金属の精錬の用に供する溶解炉(こしき炉並びに14の項から26の項までに掲げる施設を除く)	火格子面積が1m ² 以上であるか、羽口断面面積が0.5m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は、変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200kg以上であること。
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回収装置のうち焼却炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶解炉	火格子面積が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は、変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
10	無機化学工業製品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む)及び直火炉(26の項に掲げるものを除く)	
11	乾燥炉(14の項及び23の項に掲げるものを除く)	
12	製銃、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上であること。
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する培焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5m ² 以上であるか、羽口断面面積が0.2m ² 以上であるか、又は、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。

15	カドミニウム系顔料又は炭酸カドミニウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る)の用に供する施設	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩化ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり50キログラム以上であること。
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が30キロアンペア以上であること。
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く)	伝熱面積が10m ² 以上であるか、又はポンプの動力が1kW以上であること。
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が1時間当たり80kg以上であるか、火格子面積が1m ² 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が40キロボルトアンペア以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が0.1m ³ 以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり4リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が20キロボルトアンペア以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設、反射炉、反応炉及び乾燥施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が1時間当たり100kg以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が1日当たり20トン以上であること。
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり35リットル以上であること。
32	ガソリン機関	

(2) 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第1

	施設	規模
1	非鉄金属製品の製造の用に供する溶解炉 (設置される同種の溶解炉のバーナーの燃料の燃焼能力の合計が重油換算1時間当たり100リットル以上の工場又は事業場に設置されるものに限る)	バーナーの燃料の燃焼能力の合計が重油換算1時間当たり50リットル未満であること。
2	金属の鑄造の用に供する溶解炉	羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう)が0.2㎡以上0.5㎡未満であること。
3	鉱物質製品の製造の用に供する電気炉 (鉱物を溶融するもの限り、大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設)	変圧器の定格容量が1000キロボルトアンペア以上であること。

⇒排出ガスが5000Nm³/h以上の工場が対象

4	化学製品の製造の用に供する電気分解槽	電流容量が500アンペア以上であること。
5	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が1時間当たり30kg以上50kg未満であること。
6	液体塩化アルミニウムの製造の用に供する溶解槽	原料の処理能力が1回当たり450kg以上であること。
7	ガラス製品の製造の用に供する反応施設	容量が50リットル以上であること。
8	たん白質の加水分解による食品の製造の用に供する分解槽	原料の処理能力が1回当たり500kg以上であること。
9	金属の加工又は表面処理の用に供する酸洗い施設、メッキ施設及び塩浴炉(浴としてシアン化合物を用いるものに限る)	全ての規模

⇒全ての規模が対象